

大阪商工会議所傍聴規則

平成 21 年 11 月 20 日 実施

(この規則の目的)

第 1 条 この規則は、議員総会、常議員会、部会、委員会等（以下、「会議等」と称する）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴可能な会議)

第 2 条 本会議所の会員（会員が法人その他の団体である場合は、会員の権利を行使する 1 人の者。以下本規則において同じ。）は、本規則の定めるところに従い、議員総会を傍聴することができるものとする。但し、議員総会の議長は、次の各号に該当する場合には、議員総会の全部又は一部の傍聴を禁止することができる。

- (1) 法令等の定めにより保護することとされている秘密に属する事項が含まれている場合
- (2) 個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を侵害するおそれがあるものが含まれている場合
- (3) 国、地方公共団体、その他の個人、法人、団体との協力等により行う事業に関する事項のうち、公にすることにより、当該団体等との信頼関係が損なわれるもの、又は当該事業の目的が損なわれるものが含まれている場合
- (4) その他、議長が公開を適当でないと判断した場合

2 本会議所の会員は、議員総会以外の会議において、常議員会議長、部会長、委員長（以下、議員総会議長とあわせて「議長等」と称する）が特に傍聴を認めた場合に限り、本規則の定めに基づいて、傍聴することができる。

(傍聴の許可)

第 3 条 会議等の傍聴を希望する会員は、会議等開催予定日の一週間前までに、本会議所所定の書式を用いて、会議等事務局に法人名、会員番号、氏名等を通知したうえで会議等の傍聴を希望し、許可を得なければならない。なお、会議等当日は、会議等事務局の指示に従い指定された場所に着かなければならない。

2 議長等は、会議等構成員（会議等に出席する権利を有する者）の随行者及び報道関係者から申し出があり、これを相当と認めた場合には、傍聴を許すことができる。この場合、随行者及び報道関係者は、議長等が許可を撤回しない限り、個別の会議等について、都度傍聴の許可を求める必要はないものとする。

(傍聴人の入場場所)

第4条 傍聴人は、指定された場所以外に立ち入ってはならない。

(傍聴人の入場制限)

第5条 第3条に従い傍聴を許可された場合であっても、指定された場所が満員となったときは入場ができない。

(傍聴できない者)

第6条 本会議所は、傍聴人が本会議所の会員でないことが判明した場合、又は議長等が許可を与えた者でないことが判明した場合は、その入場を拒否し、又は指定された場所から退去させることができる。

2 本会議所は、傍聴人が、次の各号に該当する物を携帯、又は着用していることが判明し、又はそのおそれがあると合理的に判断できる場合は、その入場を拒否し、又は指定された場所から退去させることができる。

(1) 刃物、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物

(2) はち巻、ゼッケン、ビラ、垂れ幕の類の物

(3) カメラ、録音機、ビデオカメラ、パーソナルコンピュータの類の物。
ただし、第8条の規定により、撮影又は録音することにつき議長等の許可を得た場合を除く。

(4) その他傍聴上、不必要な持ち物

3 酒気を帯びていると認められる者は、傍聴するために指定された場所に入ることができない。

4 その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者は、傍聴するために指定された場所に入ることができない。

5 本会議所は、傍聴人に前各項に定める事情が存するかどうかを調査するため、傍聴人に対して、質問し、所持品等の調査を求めることができる。

6 本会議所は、傍聴人が、前項の質問、調査を、正当な理由なく拒否した場合、傍聴人の入場を拒否し、又は指定された場所からの退去を求めることができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴するために指定された場所にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議等における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明し、又は示威的行為をしないこと。

(2) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長等の許可を得た場合は、この限りでない。

(3) 携帯電話等音声を発する機器は、使用できないよう電源を切ること。

- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。但し、議長等が認めた場合は、この限りではない。
- (5) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴するために指定された場所において写真撮影、録音、録画等をしてはならない。ただし、特に議長等の許可を得た場合は、この限りでない。

(事務局の指示)

第9条 傍聴人は、会議等事務局の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長等は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、議長等が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年11月20日から施行する。